

Press Release

各 位

三 菱 U F J 国 際 投 信 株 式 会 社
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『THE日本株オープン(円投資型／米ドル投資型)』募集・設定について

追加型投信／国内／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『THE日本株オープン(円投資型／米ドル投資型)』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
円投資型	追加型	国内	株式	その他資産	年4回	日本	ファミリーファンド	—
米ドル投資型								なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

◆◆◆ ファンドの設定にあたって ◆◆◆

日本企業の収益は、バブル期を超え過去最高水準にあります。これを評価し、株式市場も堅調に推移して参りました。

今後は、潤沢な手元資金をどう活かし更なる成長につなげていくか、あるいは、株主に対してどう報いるのか、それが中長期にわたって持続していくのか、という観点が重要になってくると思われます。また、政府の成長戦略においても、企業経営の効率化が課題として認識され、更なる改革努力を促す政策が推進されています。このような投資環境の中、個別銘柄選定の重要性は高まっていると考えます。

弊社には、株式運用において個別銘柄の選定を重視したアクティブな運用を行い、良好な運用実績を実現してきた運用手法があります。

そこで、投資家の皆様に、この運用手法に基づく投資信託をご案内すべく、新たにファンドを立ち上げました。

新たなファンドを立ち上げるに際し、通常の円投資型に加え、米ドルの為替損益等も含めて収益機会を追求できる米ドル投資型をご用意致しました。

更に、分配水準につき、投資家の皆様にとって予想のしやすい新規スキームも導入しております。

当ファンドおよび弊社の運用を、ご愛顧くださいますよう、お願い申し上げます。

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

【THE日本株オーブン(円投資型)】(以下、円投資型といいます。)

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、主として値上がり益の獲得をめざします。

【THE日本株オーブン(米ドル投資型)】(以下、米ドル投資型といいます。)

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、保有円建て資産について、円売り・米ドル買いの為替取引を行い、主として値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



THE日本株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行います。

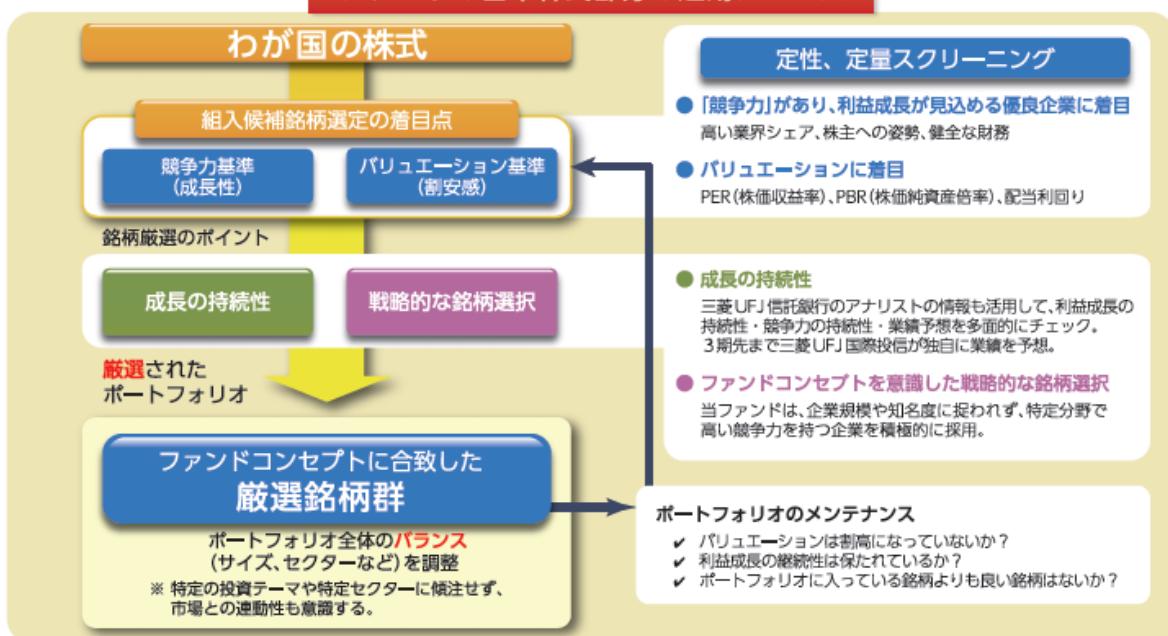
- マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- 競争力があり成長が見込める優良企業の株式の中から、割安と判断される銘柄を厳選して投資します。
 - ・実際の運用にあたっては、主にTHE日本株マザーファンドを通じて投資を行います。



競争力があり成長が見込める優良企業とは

業界内のシェアや株主還元、財務の健全性等の観点で、相対的に評価が高く、利益成長が見込みると委託会社が判断する企業をいいます。

ファンドの日本株式部分の運用プロセス



- PER(株価収益率)とは、企業の当期純利益に対して、現在の株価が割安かどうかを測る指標です。
- PBR(株価純資産倍率)とは、企業の資産価値を基準として、現在の株価が割安かどうかを測る指標です。
- 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 運用担当者に係る事項については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色2

円投資型と米ドル投資型の2つのファンドがあります。

◆円投資型

- 保有円建て資産について、為替取引を行いません。

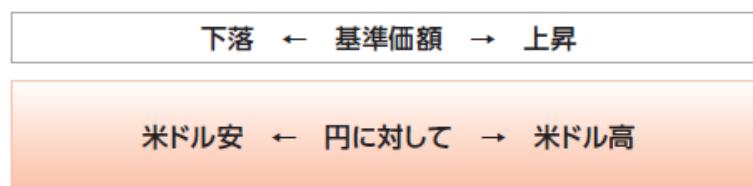
◆米ドル投資型

- 保有円建て資産について、円売り・米ドル買いの為替取引を行います。

- 為替取引とは、為替予約取引等を利用することにより、円売り・米ドル買いを行うことをいいます。
- 為替取引を行うことにより、米ドルベースでのわが国の株式への投資効果を追求します。
- 円売り・米ドル買いの為替取引を行うため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受け、「為替差益」または「為替差損」が生じます。
- 為替取引を行うにあたっては、日米間の金利差に基づく「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」または「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- 米ドルの対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

<為替の変動>

- 基準価額は、米ドルの対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。



<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について>

米ドルの短期金利が円の短期金利より高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。一方、米ドルの短期金利が円の短期金利より低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



〔参考〕 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。
「モーニングサマリー」(<投資環境情報>の<マーケットレポート>に掲載しています。)、「月報(マンスリーレポート)」(<ファンド一覧>から該当ファンドをお選びください。)をご参照ください。

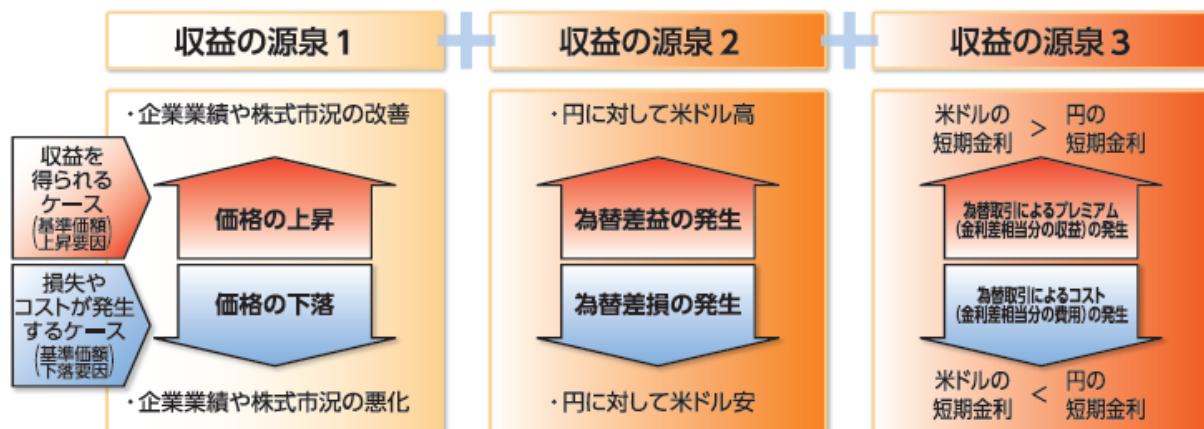
■ 米ドル投資型のファンドの収益のイメージ

- 米ドル投資型の収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



- 米ドル投資型における収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



米ドル投資型の収益のイメージ図

米ドル投資型は、主にわが国の株式への投資に加えて、円売り・米ドル買いの為替取引を行うよう設計された投資信託です。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)

米ドル



購入代金
収益分配金・換金代金等

投資信託

収益の源泉 1

* 米ドルの対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

市況動向および資金動向等により、特色1、特色2のような運用ができない場合があります

特色
3

年4回決算を行い、決算日(3・6・9・12月の5日(休業日の場合は翌営業日))の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 原則として、決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日の前営業日から決算日まで基準価額が急激に変動した場合等には、以下の分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

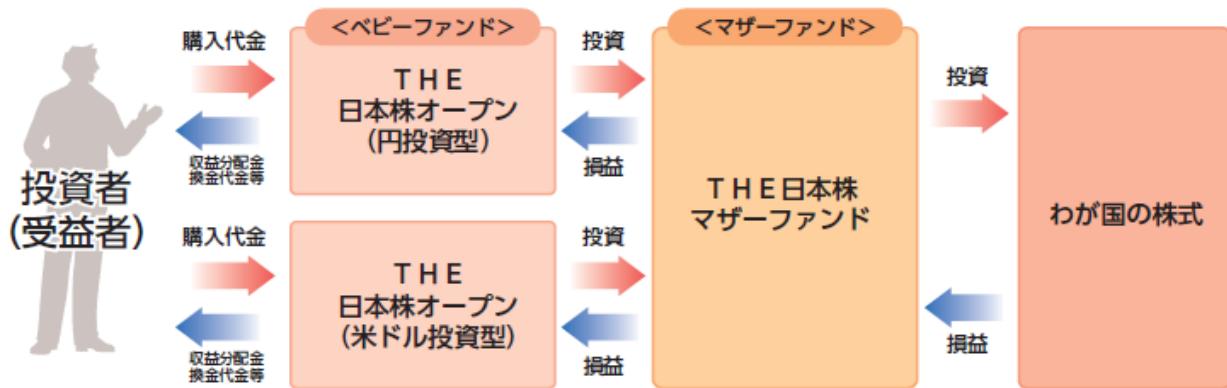
決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	経費控除後の配当等収益の範囲内
10,500円以上11,000円未満	200円
11,000円以上11,500円未満	300円
11,500円以上12,000円未満	400円
12,000円以上12,500円未満	500円
12,500円以上	600円

- 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
■ 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

(※初回決算日は、2016年6月6日です。)

■ ファンドの仕組み

THE日本株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行います。



各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

■ 主な投資制限

外貨建資産	円投資型	外貨建資産への投資は行いません。
	米ドル投資型	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。	
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。	



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

株価は、企業活動や業績、市場・経済の状況、政治情勢等を反映して変動し、基準価額はその影響を受けます。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の価格は、その発行体等の信用状況の影響を受けます。発行者等の経営、財務状況の悪化やその懸念が生じると、有価証券等の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。また、有価証券等の配当金や利払い・償還金の支払いが滞ること、有価証券等の価値がなくなることもあります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により取引が制限されている場合には、市場実勢から期待されるより不利な価格での取引を行わざるをえないことがあります。また、必要な売買の一部またはすべてを行うことができないこともあります。

為替変動 リスク

THE日本株オープン（円投資型）

組入円建資産について、為替取引を行わないため、為替変動リスクはありません。
THE日本株オープン（米ドル投資型）

組入円建資産について、円売り・米ドル買いの為替取引を行うため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。為替取引を行う場合で、米ドル金利が円金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなり、基準価額の変動要因となります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入時	購入の申込期間	当初申込期間：2016年1月18日から2016年2月4日まで 継続申込期間：2016年2月5日から2017年3月3日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	<p>■円投資型 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>■米ドル投資型 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>■各ファンド 下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。</p>
	スイッチング	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
その他	信託期間	2025年12月5日まで(2016年2月5日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3・6・9・12月の5日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2016年6月6日
	収益分配	年4回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(6・12月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。</p> <p>■円投資型：配当控除および益金不算入制度の適用があります。 ※2015年4月1日以降に開始する事業年度より、益金不算入制度は適用されません。</p> <p>■米ドル投資型：配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.5552% (税抜 年率1.4400%) をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社	0.70%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 		
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2015年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。
※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 27 年 12 月 28 日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上